

令和2年4月9日

新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様

新宿区長 吉住 健一

緊急事態宣言に伴う認可保育園等に在籍する 児童の保護者の勤務についてお願い

政府は、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言を発出し、同条第1項第2号で規定する緊急事態措置を実施すべき区域に、新宿区を含む東京都を指定しました。

また、厚生労働省は、区市町村に向け保育の提供を縮小実施するよう指示しています。これを受け、新宿区では、区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者の皆さんに対して、**令和2年5月6日まで**（延長する場合があります。）、ご家庭での保育を強く要請しています。

事業者の皆様におかれましては、現下の状況をご考慮いただき、認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795